

第3章 市域全体のバリアフリーに関する方針

3-1 基本理念

バリアフリーを推進する上での基本理念は、「交通バリアフリー基本方針」の基本理念をふまえ、次のとおりとします。

< 基本理念 >

だれもが気軽に出かけられるまちづくり

< バリアフリー化の原則 >

- | | |
|-------------|---------------|
| 1：だれもができること | 6：ゆとりがあること |
| 2：安全なこと | 7：全体をみること |
| 3：1人でできること | 8：経済的合理性があること |
| 4：わかりやすいこと | 9：理解すること |
| 5：使いやすいこと | 10：機会均等であること |

障害のある人、高齢者、妊産婦や子ども連れ、外国人など多様な個性の人々が、社会的障壁を感じることなく出かけられる共生社会のまちづくりの実現をめざし、基本理念を「だれもが気軽に出かけられるまちづくり」とします。

3-2 これからの取組み方針

基本理念「だれもが気軽に出かけられるまちづくり」の実現に向け、ウィズコロナ・アフターコロナにおける市民のライフスタイルや社会環境の変化に対応しながら、取組み方針を以下のように整理し、バリアフリーの取組みを推進していくこととします。

< 基本理念 >

だれもが気軽に出かけられるまちづくり

取組み方針

安全・安心に住み続けられるまちづくり

先端技術や ICT を活用したバリアフリー情報の提供

社会モデルの浸透と意識上の障壁除去（「心のバリアフリー」）の推進

当事者・利用者意見の反映

取組み方針（1）安全・安心に住み続けられるまちづくり

安全・安心に住み続けられるまちづくりを実現するため、各施設のバリアフリー基準に基づく整備に加え、多様な個性の人々の利用を想定したバリアフリー化を推進し、だれもが住みよい都市環境づくりをめざします。また、災害時等を想定したバリアフリー化を推進します。

①バリアフリー化に関する主な基準等

バリアフリー化にあたっては、バリアフリー法における移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、各種ガイドラインや条例等による基準等に基づいた整備を推進します。

表 バリアフリー化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和3年(2021年)1月改正
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和3年(2021年)3月改正
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 令和3年(2021年)1月改正
	建築物	建築物移動等円滑化基準（建築物特定施設の構造及び配置に関する基準）	国土交通省【政令】 令和2年(2020年)12月改正
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準	国土交通省【省令】 令和3年(2021年)1月改正
	公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成24年(2012年)3月改正
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成18年(2006年)12月
駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年(2006年)12月	
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編	国土交通省 令和2年(2020年)3月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 車両等編	国土交通省 令和2年(2020年)10月改訂
		公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 役務編	国土交通省 令和3年(2021年)年3月
	道路	増補 改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成23年(2011年)8月
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 令和3年(2021年)3月改訂
公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】	国土交通省 平成24年(2012年)3月	
条例等	道路	豊中市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	豊中市 平成24年(2012年)12月
	建築物	大阪府福祉のまちづくり条例	大阪府 令和3年(2021年)3月改正

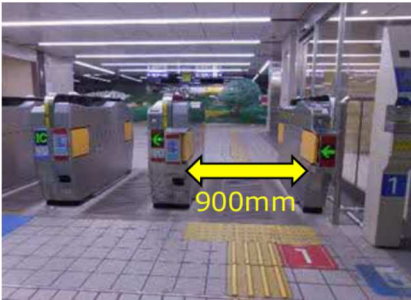

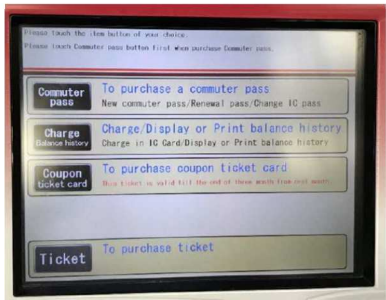
②多様な個性の人々の利用を想定したバリアフリー化の推進

だれもが住みよい都市環境づくりをめざし、各施設等におけるバリアフリー化の基準に基づく整備を推進するとともに、多様な個性の人々の利用を想定し、基準等に定めのない事項についても、留意しつつ、きめ細やかなバリアフリー化を推進します。



1) 公共交通

a. 旅客施設

・改札口周辺では、幅広式の自動改札機、蹴込みスペース・音声ガイダンス等のバリアフリー機能やインバウンド対応の機能を備えた券売機の設置が事業者により取り組まれています。今後も適切な維持・管理が行われるよう、豊中市バリアフリー推進協議会等を活用していきます。

改札口周辺		
<p>多様な個性の人にとって通行しやすい幅広式自動改札機を設置しています。</p>  <p>出典：北大阪急行電鉄</p>	<p>蹴込みスペースや音声ガイダンス等の機能を備えた券売機を設置しています。</p>  <p>出典：北大阪急行電鉄</p>	<p>画面上の表示切替を押すことで、音声・表示が英語に切り替わるインバウンド対応の券売機を設置しています。</p>  <p>出典：北大阪急行電鉄</p>

・駅構内では、エレベーター、可動式ホーム柵、点字ブロック、バリアフリートイレ、ベンチ、案内看板等の設置が事業者により取り組まれています。今後も適切な維持・管理が行われるよう、豊中市バリアフリー推進協議会等を活用していきます。

駅構内の施設整備	
 <p>エレベーター 出典：北大阪急行電鉄</p>	 <p>可動式ホーム柵 出典：北大阪急行電鉄</p>
 <p>内方線付点字ブロック 出典：大阪モノレール</p>	 <p>バリアフリートイレ 出典：大阪モノレール</p>

・見えにくい方には点字ブロックによるルートがわかりやすいように、点字ブロックと隣接しているタイルの明るさに差異を設けるよう事業者により取り組まれています。今後も適切な維持・管理が行われるよう、豊中市バリアフリー推進協議会等を活用していきます。

点字ブロック視認性向上の取組み



出典：北大阪急行電鉄



出典：北大阪急行電鉄

・乗降用スロープの設置やホーム床面高上げによる段差解消が事業者により取り組まれています。また、ベビーカーやシニアカー等を使用する方にとっても乗降しやすいようにホームと車両間の隙間解消が事業者により取り組まれています。今後も適切な維持・管理が行われるよう、豊中市バリアフリー推進協議会等を活用していきます。

ホームと車両間の段差・隙間解消



乗降用スロープ

出典：大阪モノレール



楕状ゴムで隙間解消

出典：北大阪急行電鉄

お客様の要望に応じて、駅係員が簡易スロープを設置する対応を行っており、車椅子使用者だけでなく、ベビーカー・シニアカー利用者への対応も行っています。



段差解消

出典：北大阪急行電鉄



出典：北大阪急行電鉄

b. 旅客車両

・鉄軌道車両について、フリースペースや優先席の設置等が事業者により取り組まれています。今後も適切な維持・管理が行われるよう、豊中市バリアフリー推進協議会等を活用していきます。

鉄軌道車両内のバリアフリー化



フリースペース



車両内立席ポスト

出典：大阪モノレール



車両間通路の自動扉

出典：北大阪急行電鉄

・ノンステップバスの導入が事業者により取り組まれています。今後も導入を促進するため、補助制度の実施や、豊中市バリアフリー推進協議会等を活用していきます。



・ユニバーサルデザインタクシーの導入が事業者により取り組まれています。今後も導入を促進するため、豊中市バリアフリー推進協議会等を活用していきます。



・地域にある停留所と最寄りの鉄道駅をつなぐ新しい公共交通として、豊中市乗合タクシーMina Notte（みなのって）を運行しています。

高齢者の買物や通院などにおける移動手段の確保のため、引き続き運行します。



c. 事業者に対する補助制度

市では公共交通事業者に対して、下記バリアフリー整備を対象とした補助制度を実施しています。今後も引き続き事業者と協働のもと公共交通におけるバリアフリー整備を推進します。

各種補助制度

- ・鉄軌道事業者が、豊中市内の鉄軌道駅舎に設置する可動式ホーム柵及びホームドアを整備する事業を対象に補助を実施しています。
- ・路線バス事業者が、豊中市内を運行する路線バスにノンステップバスを導入する事業を対象に補助を実施しています。また、豊中市内の路線バス停留所に係るベンチの設置を対象に補助を実施しています。

2) 道路

a. 歩行空間のバリアフリー化

・歩道の「狭い」、「勾配(傾き)がきつい」、「段差・凹凸がある」等の問題に対処し、安全で快適な歩行空間を形成するため、策定した「歩道改良実施計画」は、令和3年度(2021年度)に見直しを行い、次期目標に向けて歩道のバリアフリー化を推進します。

歩道改良実施計画に基づく整備



・生活道路のバリアフリー化を目的とした「住居地区バリアフリー整備事業」は、令和2年度(2020年度)に完了し、今後小規模なバリアフリー整備は要望に応じて対応します。

バリアフリー整備(縁石整備の事例)

視覚障害のある人や車椅子使用者等が通行しやすい歩道切り下げ部に順次整備していきます。



・地形等の制約で改修が困難な階段、急な坂道、幅員の狭い道といったバリア箇所を事前に予告するサインを設置します。

バリアサインの設置

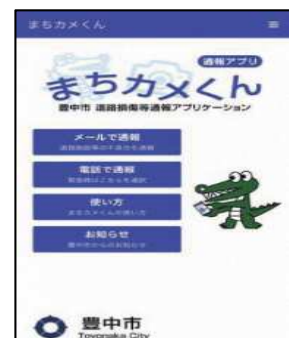


・道路、公園、水路、ごみの問題等を、速やかに市に通報でき、迅速な修繕や撤去に役立つアプリ(まちカメくん)や豊中市LINEアカウントを引き続き運用します。

道路損傷等通報アプリ「まちカメくん」

<まちカメくんの使い方>

アプリを起動し、不具合箇所を撮影します。アプリの地図上に表示される現在位置を確認し、不具合内容を選択して、市に通報メールを送信して完了です。



・道路幅員が狭い等の事情により歩道設置が難しい道路では、歩行者の安全確保のため、路側帯のカラー舗装やリブ式区画線といった様々な整備の可能性を検討します。

歩道設置の難しい道路の整備



路側帯カラー化



リブ式区画線

・道路上の電柱や電線は景観を損なうだけでなく、歩行者やベビーカー、車椅子使用者の通行の妨げとなり、また、地震などの災害時には電柱の倒壊や電線の切断などにより、避難や救助活動、物資輸送などに支障をきたす恐れがあることから、「豊中市無電柱化推進計画」に基づく無電柱化を行うとともにバリアフリー化を推進します。

無電柱化の整備



無電柱化(大阪府)

出典：国土交通省

・新たに整備する都市計画道路や駅前広場整備に合わせてバリアフリー化を推進します。

駅前広場の整備



駅前広場(姫路市)

出典：国土交通省

b. 自転車通行空間の整備

歩行者と自転車利用者にとって、安心・安全に移動できる自転車通行空間の整備とともに、自転車利用ルールの周知徹底とマナーの向上を目的とし、「豊中市自転車ネットワーク計画」を平成31年(2019年)2月に策定し、自転車通行空間の整備を推進します。

自転車ネットワーク計画に基づく整備



3) 建築物

a. 市有施設のバリアフリー化

・本市が所有する施設の多くが目標耐用年数を超過している中、公共施設によるサービスを将来に亘って安定して維持するため「豊中市公共施設等総合管理計画」を策定し、マネジメントに取り組んでいます。

・「豊中市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」を毎年度更新し建替・解体・再編・修繕等を計画的に行っています。それらの工事に合わせ、スロープの設置やバリアフリースイートイレへの改修等のバリアフリー化を行います。加えて、利用者アンケートやワークショップを通じて利用者の意見を聴く、民間事業者から提案を受ける等、行政単独で検討するのではなく、幅広い意見を取り入れながら利用者の視点で継続的に施設機能について検討を行うことが必要です。

施設の建替・解体・再編・修繕等に合わせてバリアフリー化



バリアフリースイートイレ



トイレの点字案内板



エレベーター設置



奥行きのあるエレベーター

・学校施設については、令和2年度(2020年度)に策定された「豊中市学校施設長寿命化計画」に基づき、今後10年間の改築や大規模改修、全校のエレベーター設置、必要な和式トイレを除き洋式化100%を目標とした整備など計画的に進めることとしています。地域のコミュニティ拠点や災害時等における地域住民の避難所等としての役割も果たすことから、長寿命化計画に基づき改修等を進めることで、多様な個性の人の利用に配慮した学校全体のバリアフリー化を推進します。

豊中市学校施設長寿命化計画に基づく
学校施設の整備



エレベーター設置



段差、扉のないトイレ出入口



男子トイレ



女子トイレ

b. 民間施設のバリアフリー化

・大型店舗等におけるバリアフリー化が進みつつある中、小規模店舗等のバリアフリー化に関しても、「大阪府福祉のまちづくり条例」第40条第1項に定める事前協議を行うことにより、利便性の高い店舗等とするなど建築主に対する啓発を継続して行います。

合理的配慮の提供を支援する公的助成制度

商業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用（簡易スロープや手すりなどの工事費用）を助成する制度。（明石市事例）



出典：明石市

・多様な個性の人々にとって利便性の高い生活環境を実現するため、小規模店舗等のバリアフリー化を推進する施策に取り組みます。

c. 高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律による認定

建築物移動等円滑化誘導基準に適合する、より高度なバリアフリー化が行われた特定建築物に対して、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」第17条第3項に基づく認定を継続して行います。

4) 公園

a. 公園のバリアフリー化

・車椅子使用者や高齢者、幼児にも使用しやすい身障者対応型水飲みへの設置や置換に取り組みます。

身障者対応型水飲みへの置換



・公園の状況により、車椅子使用者やベビーカー使用者が通行しやすいよう、可能な限り複数箇所の出入口部の改善やスロープの設置といった段差解消に取り組みます。

出入口部の車止めの幅の改善や段差解消

出入口については、これまで自転車やバイクの乗り入れを防ぐため、幅を狭めていましたが、現在は幅を広くする整備をしており、シニアカーや双子ベビーカーの利用者も通れる幅に改善しています。

・多様な個性の人々が一緒に利用し楽しむことができる遊具の導入等についても検討し、魅力ある公園づくりに取り組みます。



出入口部の改善



段差解消

5) 交通安全

a. 信号機

要望者や関係者等の意見も聞きながら、音響信号機、弱者感應信号機の設置や歩行者用信号の青時間の調整等を検討し、導入を図ります。

音響信号の設置

必要に応じ当事者とチェックします。



b. エスコートゾーン

横断歩道を利用する視覚障害のある人の安全かつ円滑な横断のため、エスコートゾーン整備の可能性を検討しながら推進します。

エスコートゾーンの設置

エスコートゾーンについては、設置するだけでなく、市民へ周知することも必要であり、音響信号とともに周知に努めます。



災害時・緊急時を想定した避難施設等のバリアフリー化

指定避難所・指定緊急避難場所では、段差解消、手すり、バリアフリートイレ設置、障害のある人等が落ち着ける環境整備等のバリアフリー化を推進します。また、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難所生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮します。



避難所(学校)周辺

避難路や延焼を防止する延焼遮断帯の役割を果たす幹線道路等や生活道路においても、段差解消や勾配緩和、点字ブロックの設置等の整備を行い、平常時から災害時等を想定したバリアフリー化に取り組みます。



都市計画道路

気持ちを落ち着かせることができる空間の整備

知的障害・精神障害・発達障害の人は、外見上気づかれにくく、周囲に理解されにくいことがあり、本人が状況を理解できないまま、反復して注意されると興奮してしまうことがあります。また、外出時には、様々な視覚情報、音声情報および騒音・雑音などが重なることで感覚に対する反応が過敏となることや電車の遅延など日常生活における不測の事態が生じた場合等にパニックになることがあります。これらの場合に、しばらく時間をおき、気持ちを落ち着かせることで冷静に自分の行動を振り返ることができます。これをカームダウン・クールダウンといいます。カームダウン・クールダウンのためには、外部の音や他者からの視線がなるべく遮られた暗めの照明の個室が良いとされ、パーテーション等で仕切られた簡易的なスペースでも有効とされています。市では、このような空間整備の可能性も含め検討に取り組みます。



出典：国土交通省

成田国際空港の事例



庄内少年文化館に設置

※令和4年(2022年)3月30日
青少年交流文化館いぶきに移転

取組み方針（2） 先端技術や ICT を活用したバリアフリー情報の提供

近年の情報通信技術(ICT)の発展は、コミュニケーションや生活を変化させ、多様化する社会のニーズにきめ細やかに対応し、あらゆる人が質の高いサービスを受けられるようになっていきます。

このため、バリアフリー情報についても、当事者・利用者視点のもと、先端技術等も活用し、すべての人にとって利用しやすく分かりやすい情報の提供を推進します。

また、だれもが必要な情報を公平に取得できるようにすることが重要です。意思疎通の形態、手段、様式等を自ら選択でき、コミュニケーションにおける表現及び意思の自由についての権利を行使することができるよう社会全体で取り組んでいかなければなりません。そのため、情報アクセス・コミュニケーションの一層の充実に取り組みます。

①バリアフリーマップの作成(見直し)

・多様な個性の人々が外出する際に役立つ施設や経路等のバリアフリー情報の提供を目的とした「バリアフリーマップ」を作成するとともに、掲載内容、スマホアプリ等を活用した提供方法、誰もが適切に利用することができるよう情報取得のサポートの取組みについても豊中市バリアフリー推進協議会等を活用し検討していきます。

バリアフリーマップの見直し

既に駅周辺の交通バリアフリー情報について記載した「交通バリアフリーマップ」を作成しており、今後、施設等のバリアフリー情報を収集し、マップの見直しに取り組みます。



・子育て・子育て応援アプリ「とよふあみ」では、子育てバリアフリーとして授乳やおむつ交換が可能なスペース、乳幼児の遊び場を提供している「赤ちゃんの駅」や子育て家庭に配慮したサービスを提供している「とよなか子育て応援団」(28 ページ参照) などの子育て支援施設情報を発信しており、それらの情報とも連携し、分かりやすい情報提供の方法を検討します。

子育て・子育て応援アプリ とよふあみ by 母子モ

妊娠・出産や子育てに関するお知らせやイベント情報を受け取ることができ、子育て支援施設を簡単に検索することができるアプリです。



・防災啓発冊子の「豊中市総合ハザードマップ」及び「わが家の防災マップ」等では、指定緊急避難場所・指定避難所といった情報についてもまとめられています。それらの情報とも連携し、避難施設等の情報も含んだバリアフリーマップの作成を検討します

ハザードマップ・わが家の防災マップ

公開型 WebGIS「地図情報とよなか」でのデジタルハザードマップの公開も行っていきます。



②情報アクセス・コミュニケーションの推進

・だれもが情報を読覧、読み取り、聞き取り、メモ、複製、撮影することができるための音声・音響案内、ピクトサイン、カラーバリアフリー、多言語表記等の情報アクセス環境の整備を引き続き推進します。

情報アクセス環境の整備



封筒に市章を刻印



盲導鈴



ピクトグラム(案内用図記号)の活用

・市が発信する情報について、障害のある人が円滑に情報を取得し利用できるよう、「市発信情報バリアフリー化ガイドライン」を策定しており、今後も引き続き職員に対する周知の徹底に取り組めます。

市発信情報バリアフリー化ガイドライン

障害特性等に応じた情報提供やコミュニケーションを図る際の配慮事項をまとめています。



・聴覚障害のある人への情報バリアフリーのため「豊中市手話言語アクションプラン」に基づき、イベントや講演会等、市民が多数参加する催しがある際の手話通訳者等の設置を推進します。

豊中市手話言語アクションプラン

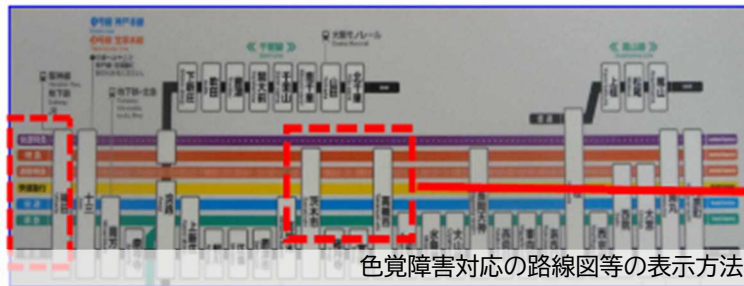
手話が言語であるという認識に基づき、手話言語の理解および普及について推進する計画です。



・市では、「外国人向け市政案内相談窓口」を設置しており、市の各窓口でコミュニケーション支援が必要な外国人市民には、多言語の通訳者を派遣しています。また、国際交流センターでは「外国人のための多言語相談サービス」による外国人市民の生活上での困りごとへの相談対応を行っています。これらの取組みなどを通じて外国人市民が少しでも住みやすいと感じられるよう努めています。

・情報アクセス・コミュニケーション施策は社会全体で取り組んでいくことが重要です。事業者においてもこれまで多様な情報アクセス・コミュニケーションとして、インバウンド対応、緊急時の復旧見通しや代替手段等の変化する情報についても理解しやすく工夫し、だれもがわかりやすい情報の提供に取り組まれています。今後も適切な維持・管理が行われるよう、豊中市バリアフリー推進協議会等を活用していきます。

鉄軌道事業者による取り組み



色覚障害対応の路線図等の表示方法

出典：阪急電鉄



扉開閉音予告装置

出典：大阪モノレール



多言語案内



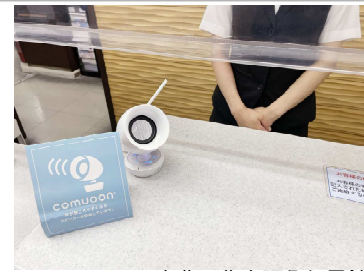
旅客案内情報装置

出典：北大阪急行電鉄



多言語ハンズスピーカー

出典：北大阪急行電鉄



出典：北大阪急行電鉄



コミュニケーションボード

出典：北大阪急行電鉄



AI 通訳機

出典：北大阪急行電鉄



災害時・緊急時を想定した情報アクセス・コミュニケーション

平時から多言語での避難所施設の案内表示・情報提供等の災害時・緊急時を想定した情報アクセス環境の整備に取り組むとともに、災害時には、防災スピーカーだけでなくエリアメールやテレビなど様々な手法で避難指示等の情報伝達を行っています。また、手話通訳者等のボランティア要請や障害のある人及び外国人等支援団体を通じた情報提供を行えるよう支援体制の整備を推進します。

令和2年度(2020年度)には、指定緊急避難場所および指定避難所の周知や防災意識向上のため、市内251か所全ての同所の標識を更新し、だれもが理解しやすい標識となるよう整備をしました。ピクトグラムの活用や多言語表記により誰もが理解しやすい避難看板となっています。



避難看板の更新

取組み方針(3) 社会モデルの浸透と意識上の障壁除去(「心のバリアフリー」)の推進

SDGsの理念である「誰一人取り残さない社会」や、本計画の理念である「誰もが気軽に出かけられるまちづくり」の実現のためには、市民、事業者、行政が「障害の社会モデル」について正しく理解した上で、取り組むことが重要です。

アクセシビリティ面で社会に存在する物理的障壁(バリア)は、誰もが公平に自由に移動できる権利として、多様な個性の人々の人権や尊厳を尊重するためにも、社会の責務として、社会環境整備を推進していかなければなりません。

その上で、人と人のコミュニケーションを円滑にするための取組みとして、差別や偏見、無理解、無関心といった人々の意識上の障壁(バリア)を取り除くことや、多様な個性の人々の尊厳を大切に、合理的配慮を行うことができるコミュニケーションスキルを広めていくことが重要です。

また、近年の社会環境においては、これまでの地域活動の当たり前が当たり前でなくなる場面も増加し、人と人のコミュニケーションでは、これまで以上に相手の個性を十分理解した接し方などに配慮する必要があります。こうした事態もふまえながら、障害の社会モデルの浸透と意識上の障壁除去(「心のバリアフリー」)の推進について取り組んでいくものとします。

○障害の社会モデル

平成18年(2006年)に国連総会において「障害の社会モデル」の考え方が示された障害者権利条約が採択され、日本は、平成26年(2014年)に批准しました。国際的に認識が共有された社会モデルは、ハード・ソフト両面のバリアを考えていく上で、重要な視点になり、市民、事業者、行政といった私たちの行動模範となる理念です。

「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である。

○社会的障壁とは

社会的障壁とは、障害者基本法および障害者差別解消法において、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義され、バリアフリー法においては、平成30年(2018年)の改正により、「社会的障壁の除去」が基本理念に追加されました。

社会的障壁は、大きく以下の4つの障壁(バリア)に分けられ、これらを取り除き、多様な個性の人々にとって障壁(バリア)のない社会を構築することが社会の責務とされています。

(1) 物理的なバリア 公共交通、道路、建築物、公園などにおいて、利用者 に移動面で困難をもたらす物理的なバリアのこと。	(2) 制度的なバリア 社会のルール、制度によって、能力に関わらず、 機会の均等を奪われているバリアのこと。
(3) 文化・情報面でのバリア 伝え方が不十分であるために、必要な情報がきちんと 得られないバリアのこと。	(4) 意識上のバリア 周囲からの心ない言葉、差別や偏見、無理解によ り、障害のある人を受け入れないバリアのこと。

※その他一切のもの

○「心のバリアフリー」の考え方(ユニバーサルデザイン2020行動計画)

政府では、2020東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を契機とした「共生社会の実現」に向け、「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議」において、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定し、「ユニバーサルデザインの街づくり」に並んで「心のバリアフリー」を推進することを計画の柱として決めました。学校教育における「心のバリアフリー」の推進や、バリアフリー法改正の取組みについても同計画に記載されており、「心のバリアフリー」の考え方として「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。」と示され、各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして、以下の3点が重要であると示されています。

1. 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
2. 障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。
3. 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

①社会モデルの浸透と意識上の障壁除去（「心のバリアフリー」）の取組み

「教育活動」「啓発・広報活動」といった視点で、これまでの取組みを推進しつつ、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で協力し、更なる充実のため取り組んでいきます。

1) 教育活動

a. インクルーシブ教育

・学校教育現場において幼い頃から「障害の社会モデル」について正しく理解し、考え方を広げていくことが、誰一人取り残さない社会といった将来像に繋がっていきます。市内の各小中学校においては、従来より「ともに学びともに育つ」教育を推進してきており、その取組みを基盤とした上で、「心のバリアフリー」を学校教育において浸透させていくことが重要です。また、インクルーシブ教育に関する教職員研修や校内でのOJTだけでなく、障害のある児童生徒自身の思いや願いを中心に据えた「心のバリアフリー」についての教職員の理解を進めていきます。

・インクルーシブ教育の推進にあたっては、学校教育現場だけでなく、地域や社会、そして児童や保護者への様々な働きかけを通して取り組んでいきます。

学校教育活動

車椅子バスケットボール等のだれもが楽しめるパラスポーツの体験学習を行っています。



小学校での体験学習



車椅子バスケットボール体験



補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)を通して障害への理解を深める体験学習を行っています。



外部講師による講演会

障害の有無にかかわらず全ての児童生徒が「ともに学びともに育つ」教育を推進しています。



小学校での様子

アイマスク体験を通して障害への理解を深める体験学習を行っています。



中学校での体験学習

b. 交通安全教育

・豊中市内のこども園・保育園・幼稚園・小学校・中学校等の学校や、高齢者及び地域の団体を対象とした交通安全教室を実施しています。子どもたちを悲惨な交通事故から未然に防ぐためには、幼少期からの定期的な交通安全教育が必要です。豊中市では、豊中警察署・豊中南警察署などの関係団体と連携し、交通安全啓発を実施します。

交通安全教室

警察官による講話及びDVDの視聴、歩行や自転車についての実地指導を行います。



c. 生涯教育(市職員)

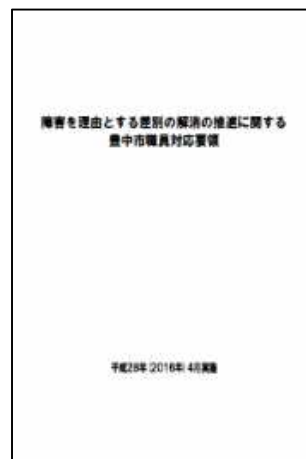
・市では、障害者差別解消法第10条1項に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する豊中市職員対応要領」を作成し、障害を理由とする差別について、職員の関心と理解を深めるために、庁内に定期的に案内、研修を行っています。

市職員対象の社会教育活動

合理的配慮の基本的な考え方や具体的な事例等を記載しています。



市職員の体験学習



d. 生涯教育(事業者)

・また、鉄軌道事業者においても、多様な個性の人々にとって、旅客施設が気持ちよく利用できるよう、事業者職員による旅客施設や車両内でのルールやマナーの啓発、困りごとのある人への案内やサポートなどの対応を充実させるための職員研修等に取り組まれています。今後も事業者職員の関心と理解を深めるため、豊中市バリアフリー推進協議会等を活用していきます。

鉄軌道事業者の社会教育活動

インスタントシニア体験研修・視覚障害体験研修、手話教室や交通サポートマネージャー研修の研修を行っています。



事業者職員の研修

出典：大阪モノレール

2) 啓発・広報活動

すべての人が相互に尊厳を認め合い、理解し合える地域社会をめざしていくことが重要です。こういった観点をつまみ、様々な人を対象とした普及を行い、理解促進を図っていくことが必要です。

これまでの取組みをつまみ、内容を充実していくとともに新たな施策についても検討していきます。

ヘルプマーク・マタニティマーク



障がいサポーター養成講座

神戸市社会福祉協議会では、「思いやり」「譲り合い」「助け合い」の心を育む「愛の輪運動」という市民運動の一環として、様々な障害について知り、ふだんの生活の中で困っている人を見かけた時に、ちょっとした手助けや気配りができる市民を増やす取組みとして、出前形式の障がいサポーター養成講座を実施しています。様々な企業・団体と連携し、DVD・ハンドブック・疑似体験等を通して、「障害＝バリア」「地域の支え合い」について考える機会をご提供します。
(神戸市事例)



出典：神戸市社会福祉協議会

施設の適正利用に関する広報活動



出典：国土交通省

災害時・緊急時を想定した受援力・支援力の向上

災害発生時等において自力での避難が難しく、避難行動を取ることに特に支援が必要とされる避難行動要支援者に対しては、自助・共助・公助の連携による支援体制づくりに取り組んでいます。地域では、避難支援等関係者と避難行動要支援者が、日頃から顔の見える関係を築き、必要に応じて避難支援を実施する時の準備として、指定避難所までの経路確認を行うなど、計画的に安否確認訓練を実施しています。



校区ごとの防災訓練

知的障害・精神障害・発達障害のある人の困っていることについて

知的障害・精神障害・発達障害の人は、人が大勢いるということだけで、不安、パニックになってしまうことがあります。また、出かけようと思っても、一度不安になると中々出かけられなくなってしまったり、出かけた先でも周囲に頼る人がいない状況では不安になってしまいます。中には、感覚過敏の方もいて、例えば音に敏感(感覚過敏)で、お店のBGMや音響信号の音などの日常の生活音で辛い思いをしている方がいます。こうした障害のある人は、外見上気づかれにくく、周囲に理解されにくいことがあります。教育の場や普及・啓発活動を通じ、様々な障害特性を多くの人に知ってもらうことが重要です。

取組み方針（4） 当事者・利用者意見の反映

バリアフリーは、社会状況に応じて継続的な改善を行っていくことが必要です。多様な個性の当事者意見、利用実態等を継続的に把握し、環境整備や情報発信の取組みに反映しながら、質の高いまちづくりをめざします。

①バリアフリーチェックシステムの見直し

平成16年度(2004年度)から、事業者が安全で利用しやすい施設を設置するため、ガイドライン等基準のないものについては、障害のある人のチェックを受けられる「バリアフリーチェックシステム」を運用しており、計画・設計段階などから活用され、きめ細かな仕様の決定に役立っています。

当事者参画による安全で利用しやすい施設整備を推進するため、今後も本システムを継続的に運用するとともに、運用から一定期間が経過したことから、再度、社会情勢の変化や当事者・利用者ニーズを把握し、本システムの見直しを行います。具体的な取組み内容を以下に示します。

令和3年度(2021年度)の活用事例

警察において、本システムを活用した交番の使い勝手に関する当事者視点のチェックが行われました。



交番施設内チェック



アクセス導線チェック

市においても、本システムを活用した駅前広場のチェックを計画・設計の段階において実施しました。図面においては、視覚障害のある人が全体図を認識できるよう点字図面を作成しチェック頂きました。



現場状況チェック



図面チェック

1) だれもが利用しやすい施設をめざしたシステムの拡充

だれもが利用しやすい施設となるように、障害のある人だけでなく、妊産婦や乳幼児の子育て中の人を含む多様な個性の利用者の意見を反映できる仕組みづくりについて検討します。

2) 事業者にとって活用しやすいシステムづくりや普及活動

これまでの民間事業者による活用は、交通事業者関係者による旅客施設内のトイレ、券売機、ホーム柵といったものでした。今後は、店舗営業など商業施設の事業者も含め、より多くの事業者に活用いただくシステムをめざし、事業者にとって使いやすいシステムづくりを進めます。

上記システムを広く周知するため、各所へのポスター掲示や案内チラシの配布といった普及活動にも取り組んでいきます。

②行政のバリアフリー窓口を一本化

行政では、バリアフリーに関する部署が多岐に渡っており、今後、関係部署の窓口連携によるワンストップサービスの推進及び充実を図ります。